（８頁から） 誤りのない審理と判断をしてほしい」と。

ついで兵頭さんが立ち、「伊方原発に大きな不安を抱きながら生活しているので、公正な裁判をしてほしい」と簡潔に訴えた。

その後裁判長は原告席に向って、「前回も言っておいたが、被告の準備書面に対する認否はどうですか」と問い掛けた。これに対し近藤さんや西園寺さんが、次のように応答。

「被告の主張にそって反論しなければならないというきまりもなく、私たちの言いたいことを中心にやってきた。しかし、たとえば燃料のことを主張した時には、被告の書面のその部分に反論したことになっている。私たちは法律論よりも具体的な事実に基づいて、安全審査と許可の不当性を訴えてきている。裁判長は、正面切って被告に反論することもやってほしいと言われたが、それもやってきている。ただ、被告の書面の内容は、安全審査報告書の写しにすぎず、それへの形式的な反論は意味がないと思っている」と。

こうした正論に押された裁判長は、「できるだけ被告の書面に対する認否も含めてやってほしい」と、腰くだけの体となる。

ようやく西園寺さんが立ち、当日提出の準備書面の陳述に入る。一昨年９月に、国側が遅ればせに出してきたチェルノブイリ事故についての書面への反論で、合計約３万字にものぼる手書きの書面（２頁以下に全文掲載）である。昨年の秋以来、いそがしい農作業と並行して書面作りの中心となってこられた西園寺さんは、その疲れもあってか、当日も発熱を押しての出廷であった。

西園寺さんは、まず、チェルノブイリ事故の災害が「人の噂も７５日」どころか、ますます、その深刻さをあらわしてきているとして、伊方と瀬戸の両町に匹敵した一万人以上の人たちの住宅が壊されることになり、１３万以上の人たちが帰るあてもなく難民となっていることなどを、資料に基づいて詳細に語り、伊方原発周辺の住民にとっては、とても人ごとと思えないと、静かではあるが切迫感に満ちた口調で裁判長らに訴える。前回は、眠りこけていたかに見えた右陪席の女性裁判官も、今回は身を起こして聞き入る。

四電や国のいい分は、周辺住民や国民の多くを丸裸のまま大事故にさらすものだ、との主張に西園寺さんの陳述が及ぶ頃には、すでに１時間以上も経過し、書面の後半部の陳述は次回（４月２１日）送りとなり閉廷。

会計報告（'88.12／29～89.2／2）

収入		
会　費		１２６,０００
ニュース購読料		１５２,０００
カンパ		５０７,０００
コピー代金		５,７８０
	計	７９０,７８０
支出		
ニュース印刷代		２５,０００
郵送費		９,０００
振替手数料		１,４８０
資料費		９,３１０
事務用品費		７,０４０
２号炉公判援助費		３０,０００
ゼロックス・リース料		１０,３００
ゼロックス・コピー料		１３,８１２
	計	１０５,９４２
差引		６８４,８３８
積立金合計		２,１８５,５２９

伊方訴訟ニュース

第１８６号
1989年２月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先〒530 大阪市北区西天満４―９―１５ 第一神明ビル
藤田法律事務所☎06－363－2112 口座大阪３－48780

２号炉第３６回公判

住民を丸裸のまま大事故にさらす国に反論
「ますます深刻化するチェルノブイリ災害に りつ然とするのは地元住民だけではない」

１月２０日の朝、松山地裁玄関横に開廷の１時間ほど前から、四国電力が動員したらしい見かけない顔の背広姿の人たちの列。

これまでにも、かなりの人数が動員されていたが、松山のお母さんたちをはじめ各地からの支援の人たちが圧倒し、傍聴券の抽選の結果、すごすごと引っ返す人が多かった。そのため、裁判の当事者である国側から叱られたのか、あるいは、原発推進に消極的だった社長が、昨年６月に、株主総会で棚上げされるという珍事の余波なのか、今回の大量動員となったのであろう。その甲斐あって、今回は、傍聴席のほぼ半分を四電組が占めた。

原告席には、一日の仕事を休んで早朝から、支援の住民とマイクロバスで参加した原告が８名。被告席は今回も、出張費組で満杯。

開廷後、まず国側が「陳述します」との一言で、当日提出の準備書面の陳述を終わる。その書面は、米軍ヘリ墜落事件について住民側が前回提出した書面に答えたもの。いつになく早い応答は、この事件の裁判への影響を国が懸念しているためであろう。

しかしその内容は、「住民ら原告側は、航空機の墜落について、安全審査されていないと主張しているが、伊方原発上空を飛ばないように通達を出し、墜落することはないと判断したことで審査している」といったもの。そして、その「判断」の根拠を問い正した住民側からの求釈明を、「答える必要なし」と突き放すことしかできなかった書面は、国側の苦悩のあらわれにほかならない。

国側の「陳述」のあと、原告席から近藤さんが立ち、「前回やれなかった弁論更新を」と求めた。裁判長は「前回で終わっているのでは」と乗り気でなかったが、結局、「簡単に」ということで許可。

近藤さんは次のように発言した。

「これまでに裁判長は３度、他の裁判官は何人も変わられた。安全審査では、炉心溶融や原子炉暴走は絶対に起こらないとされていたが、スリーマイル島とチェルノブイリの二つの事故で、それらが現実のものとなった。また、ごく最近、ソ連で８基もの原子炉を閉鎖することがきまり、（８頁右に続く）

原告準備書面

ーチェルノブイリ事故の教訓ー

（1989年1月20日提出）

（その１）

目次

㈠はじめに

㈡チェルノブイリ原発事故があたえた災禍は、深刻ではかりしれない。

- 八百年ものあいだ、誰が管理し、誰が責任をとるのか悪魔の舘
- 伊方と瀬戸二町に相当する人家が取壊された。
- 住みなれたわが家に戻るあてのない原発難民。
- 母なる大地の恵みを怖れなければならなくなった。
- 一つ間違えば、平和利用という名の大量殺人。

㈢チェルノブイリ事故に終熄なし

- 被曝者六〇万人に対し一生涯検診。
- 原発と住民は共存できないことを証明した。

㈣今や国民の大多数と地元住民のほとんどが、原発に反対、あるいは安全性に不安をもつ。

㈤原発に反対する者が無知で、危険なものを安全と偽り、推進するのが高度な知見か。

㈥チェルノブイリ原発事故に被告国側や四国電力はどのように対応したのか。

- なにも調査もしないうちから我が国の原発は大丈夫とは。
- きれいなパンフ、大金をかけた広告、ただの原発見物で、危険な原発が安全な原発とはならない。

㈦被告国側の立場の者も、我が国の原発でも過酷事故は起こると言っていた。

㈧誰のため、なんのために、「ソ連原子力発電所事故調査報告書」はあるのか。

㈨本件伊方二号炉でも、暴走事故が起こらないという根拠はなにもない。

- 「自己制御」で暴走事故は防げるのか。
- 格納容器があるから大丈夫というのは虚構。
- 人為ミスを原発事故の免罪符にするな。

㈩本件伊方二号炉などでも、大事故になる要因はいくらでもある。

㈪既に起こった伊方原発一、二号炉の事故の概要について。

㈫本件伊方二号炉で大事故が起これば。

㈬結　び

㈠ はじめに

一九八六年四月二六日、ソ連のチェルノブイリ原発で起きた事故は、史上、最大にして最悪といわれている。

ところで私たち原告は、もう二十年来、こうした大事故を予見して、本件伊方二号炉はじめ我が国の原発では、チェルノブイリ原発よりも、もっと大きい、もっと悪条件の事故が起こると訴えているのである。

こういうと被告国側や四国電力では、おそらく、被害妄想だというだろうが、自然災害であれ人災であれ、災害にここまでという限度はなく、予測にしても対策にしても大きく考えるのが常識ではないかと思う。

特に原発のように、巨大にして複雑な構造の中に、いわゆる死の灰がぎっちり詰っているのであるから、一つ間違えば、全人類の運命を変えるのが原発事故であり、いくら大きくみても決して見過ぎではないとおもう。

私たち原告は、事故直後の昭和六一年六月六日、同年九月一〇日、さらに昭和六二年六月一二日の準備書面で、それまでに知り得た事故の状況と、その事故にてらしてみて、本件の安全審査がいかに不当なものかを指摘し、本件の設置許可の取消しを求めて訴えてきたのである。

昔から、人の噂も七十五日といわれ、余程、人目をひくような出来事でも、このぐらい経てば人の口端にのぼらなくなるといわれ、とくに今日のように情報が多くなると、マスコミをさわがす大事件でも、三日か五日もすれば、社会的に忘れられてしまうのである。

しかし、このチェルノブイリの事故は、あれから三年にもなろうとするのに、昨日のことのように生々しく、私たちの胸のおくに、なにかがつかえて除かない感じがしてならないのは、この事故が想像以上に深刻で、被害も日が経つにつれて、広く遠く、はかり知れないものであることがわかってきたことや、私たち原告や地元住民には、本件など伊方原発の現地に暮す者として、明日にも、チェルノブイリの人達のようになるであろうという想いがあるからである。

こうした私たち原告や地元住民の心情を知ってか知らずにか、被告国側は、さきに発表された「ソ連原子力発電所事故調査報告書」にみられるように、本件伊方二号炉はじめ我が国の原発について、なんの反省もなければ、なんの対策もなく、地元住民や国民の多くを、丸裸のまま大事故にさらそうとしていることは許すことができないが、これは伊方に原発を計画して以来のことで、一九七九年のスリーマイル島原発事故のときも同じで、原発をつくる者の体質というべきかもしれない。

そこで、又ここに、チェルノブイリ原発事故のその後における災禍の状況と、被告国側や四国電力が、原発事故に対して、いかなる考え方で対応してきたかを明らかにしたうえで、チェルノブイリ原発事故にてらしてみて、本件伊方二号炉の安全審査が、いかに、私たち原告はじめ地元住民及び多くの国民にとって不当なものかを指摘して、重ねて、本件の設置許可の取消しを求めるものである。

㈡チェルノブイリ原発事故があたえた災禍は、深刻ではかりしれない。

チェルノブイリ原発事故の発生の経緯は、私たち原告が、昭和六三年二月二六日の準備書面で述べているので、ここでは省くことにするが、この事故は、一九八六年八月のＩＡＥＡ（国際原子力機関）の事故検討委員会に提出された報告書によって、これが暴走事故であることが明らかにされた。

この暴走事故というのは、もし、原子炉の核分裂反応を制御できない事態が起これば、暴走は瞬時にすすみ爆発をおこす。そしてその衝撃で、原子炉の圧力容器はもちろん、格納容器や建屋も吹き飛ばされる。命綱とされる「非常用緊急炉心冷却装置」（ＥＣＣＳ）も、作動する余地がなく、いわゆる「二重三重の安全装置」など、なんの役にもたたず、莫大な量の放射性物質が環境にばら撒かれ、はかり知れない被害をあたえる。

炉心溶融事故とならんで原子炉の破滅的事故であると、伊方一号裁判の上告理由補充書㈡は述べている。

それでは、この暴走事故がその後どうなっているのか。お国柄もあってか、被害の情報

がきわめて少なく、断片的にしかわからないのであるが、それでも、日が経つにつれて、深刻で、はかり知れないものであることが、十分伺えるのである。

八百年ものあいだ、誰が管理し誰が責任をとるのか悪魔の舘

石棺といえば、どこかの古墳を連想させるが、これは暴走事故を起こしたチェルノブイリ原発四号炉の永遠の姿であり、墓場である（甲二五号証ノ一）。あのウラジーミル、グーバレフの書いた「石棺」のあとがきで、

「破壊された四号炉には、四月二七日から五月一〇日にかけて、ヘリコプターから、ホーウ素、ドロマイト、砂、粘土、鉛など、約五〇〇〇トンを投下し、放射性物質の環境への放出をなんとかくいとめた。そして四号炉を永久に埋葬するために、三〇万立方米のコンクリートを使って、いわゆる「石棺」がつくられた。ウマネツ原発新所長によれば、四号炉は管理が不要になるまで、あと八〇〇年かかるという。しかし、コンクリートの耐用年数が五〇年だから、五〇年ごとに石棺の上にコンクリートを塗り補強しつづけなければならない。放射線による鉄骨や材料の劣化も起きるはずである。今後の技術の進歩に期待をかけるとしても、石棺は巨大なものになることは間違いない。まさに現代科学技術の生みだしたピラミットだ」と言っている。

しかしピラミットなれば観光資源にもなるが、死の灰をいっぱいつめたこの石棺は、人をよせつけない悪魔の舘と呼ぶにふさわしいのではないかと思う。

さて本件伊方二号炉が大事故を起こし、あるいは大事故でなくて閉鎖された場合でも、あの巨大な悪魔の舘が、昭和五九年一〇月五日、昭和六〇年二月八日の準備書面で私たち原告が指摘したように、ヒラバエの断崖の上にたって、八百年ものあいだ、瀬戸内海の自然と生物に脅威をあたえつづけるとしたら（いやすぐにでも自然災害の猛威で海に呑まれるかも知れない）誰が管理し、誰が責任をとるのであろうか。この悪魔の舘と背中合せで暮す、あるいは向い合って漁をする身になってもらいたいのである。

伊方と瀬戸二町に相当する人家が取壊された。

一九八八年一〇月八日のＡＰ電（６３.１０,１０朝日）によると、ソ連共産党機関紙のプラウダは、放射能で汚染されたチェルノブイリの町全体を取り壊すことになったと報じた。既に地方当局は住宅一棟を焼き、町の中心部の道路に面した住宅群を処分し始めたという。

…略……同原発の責任者カマロフ氏が、原発施設内の新聞に寄稿したところによると、この町に人間が住める状態になるには、後、数十年もかかり、そのころには町の建物は居住不可能になるほど老朽化する、というのが全面取壊しの理由である（甲二五号証ノ二）。

このチェルノブイリの人口は、一万とも一万三千ともいわれるが、これを本件など伊方原発におきかえてみると、伊方町と瀬戸町の人家全部、あるいは、保内町全部に匹敵するほどのもので、人家が火事で一戸焼けても大事件であるのに、原発事故のわずかな部分でしかないこの町の取壊しをみただけで慄然とするのは、私たち地元住民だけではあるまい。

住みなれたわが家に戻るあてのない原発難民

あのスリーマイル島原発事故が起こった三日目の一九七九年三月三〇日に、アメリカの原子力規制委員会（ＮＲＣ）は、炉心溶融という緊急事態が起こると発表したことにより、ペンシルベニア州知事は、同原発周辺八粁以内の妊婦と乳幼児の避難と、全学校の閉鎖、さらに十六粁以内の住民の外出自粛を勧告した。が、その後付近住民の不安がついに爆発、約五千人がわれ先にと風上に逃げだす騒ぎとなり、家財を積んだ車が道路を埋めパニック状態であったという（５４.４.１朝日）。

なお、このあと、カーター大統領とソーンバーグ知事は、九十五万人もの避難計画をたてていたという（５４.１０.２９原告準備書面）。結局この計画は実行されなかったが、スリーマイル島原発事故も、一つちがえばチェルノブイリ以上の事故であったことが、これをみてもわかると思う。

ところで、チェルノブイリ原発事故では、三十粁以内の住民が遠くへ避難してから、既に三年にもなろうというのに、いまだに、住みなれたわが家へは戻るあてもないという。

そこでこの模様について、被曝の危険をおかしながら事故現場を撮りつづけ、放射能障害でついに倒れた、故ウラジミールシェフチェンコらが作った「チェルノブイリクライシス」の一部を抜粋して訴えにかえたい。

「……四月二七日、住民の避難がはじまった。事故調査委員会は、プリピヤチの四万五千人をはじめとする周辺集落の全住民を半径十五粁以外に疎開させる決定を下した。（身の廻りの簡単な手荷物と二日分の食糧を用意して避難の準備をするように）との指示が伝えられ、住民を移送するため、およそ千百台のバスがキェフから急行した。午後二時、各地区ごとに到着したバスに乗りこみ、順次出発していった。最後のバスがプリピヤチを後にしたのは、それから三時間近くもたっていた。千百台ものバスの長蛇の列が道路を埋めた。脱出の際に大きな混乱はなかったが、車内で避難民たちは不安で押し黙り、あるいは声高に喋ることによって、この降って湧いたような災難に耐えていた。

……バスの隊列は（チェルノブイリ）の十五粁圏外の町や村、コルホーズやソホーズに到着した。しかし数日もたたないうちに、今度は同居した家の人々と共に、彼等はそこも立退き、新たな落着く先きを求めて避難せざるを得なくなった。

何故なら事故調査委員会の指示で、それら十五粁圏外の地域の放射能を測定したところ、ここでも（人間が生活するには妥当でない）レベルの放射能が測定されたのである。

再び避難民の隊列が道路を埋め尽くした。こんどは三十粁圏内に住む十万人（実際は十三万五千人）が、半径七〇～一〇〇粁の地域に脱出し、我が家に戻るあてのない原発難民となったのである。」

母なる大地の恵みを怖れなければならなくなった。

昭和六一年九月一〇日の準備書面で、チェルノブイリから二千キロ離れたラップランドで、四万頭のトナカイが四ケ月後に殺されたり、摂取制限値を二百六十七倍も上回ったポーランドの野菜、わが国の母親たちの母乳に放射能が入ってきたという恐るべき事実が、訴えられた。

ところで西ドイツでは、チェルノブイリ原発から千四百キロもはなれたチェコ国境に近いレーゲンスブルク市郊外の農場で、「頭が二つで目が三つ」の仔牛が生れ、これをきっかけに、西ドイツでは原発事故の影響が真剣に心配されだしたという。

これについて立命館大学の安斉育郎教授は「胎児がおなかの中にいる時、放射能に被曝すると奇形児が生れることは、動物実験でも明らか。おそらくヨーロッパ周辺での動物の奇形はその影響の現われでしよう」と。又、立教大学の服部　学教授も、「若い細胞は放射能に対する感受性が強い。つまり胎児が最も強く放射能の被害を受けることになる」と指摘する。「事故でチェルノブイリから避難したソ連の妊婦たちのなかには、中絶を希望する母親さえでてきた」と（６１.８.８フライデイ）（甲二五号証ノ三）報じている。

前出の上告理由補充書㈡によれば、

「遺伝子に放射能が与える影響も深刻である。劣性突然変異は数世代のちに出現し、一旦障害をうけた遺伝子は世代から世代に受け継がれ、その影響は永久に続くのである。

生殖腺線量で１００万・レムに対する遺伝的障害（一世代当り）

ＵＮＳＣＥＡＲ（１９７７）	７８
ＢＥＩＲ－Ⅲ（１９７９）	３１～４７５
ＧＯＦＦＭＡＮ（１９８１）	８０～８４００以上
ＢＥＲＴＥＬＬ（１９８４）	２１０～１０８００

人間の持つ遺伝子座位：　数万個

優性遺伝病：　約１０００（１０００人に７人）

劣生遺伝病：　約１０００（１０００人に２、５人）

上の表は、生殖線線量で一〇〇万人レムに対する一世代当りの遺伝的障害の発生量を推計するいろいろな見解を示すものであるが、今回のチェルノブイリ原発事故による放射性物質の放出量の影響を深刻にとらえるバーテル教授の見解に従うと、遺伝的障害の発生は、最大で二二〇万人以上ということになる。

原発事故のおそろしさは、長期にわたる影響も含めて考えると、言うべき言葉もない。

事故の被害はもちろん人間だけが受けるものではない。多くの家畜や野性動物も放射能で汚染された牧草や餌を採取し、死んでいった。

汚染の疑いある食用動物も大量に屠殺された。汚染ミルクや、これを原料とする酪農製品はつぎつぎ廃棄された。しかし土地に沈着したセシウム、ストロンチウム等は半減期が三〇年であり、今後とも長期にわたって穀物、果実、野菜、牧草等を汚染し続けるので、生態系全体に与える影響も憂慮される。

すでにチェルノブイリ周辺で、ＴＭＩ原発のときと同様、巨大なタンポポの葉やキノコの出現が報じられている」と述べている。

（㊟ 上の図は「チェルノブイリ・クライシス」より。下の図は伊方一号炉裁判上告理由・補充書㈡より）

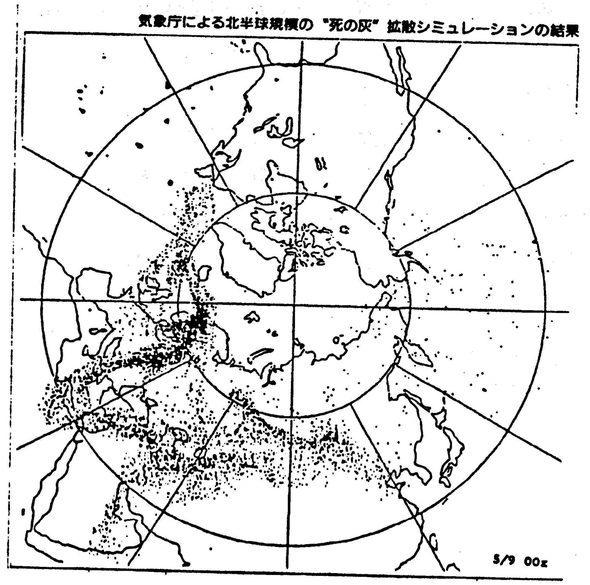

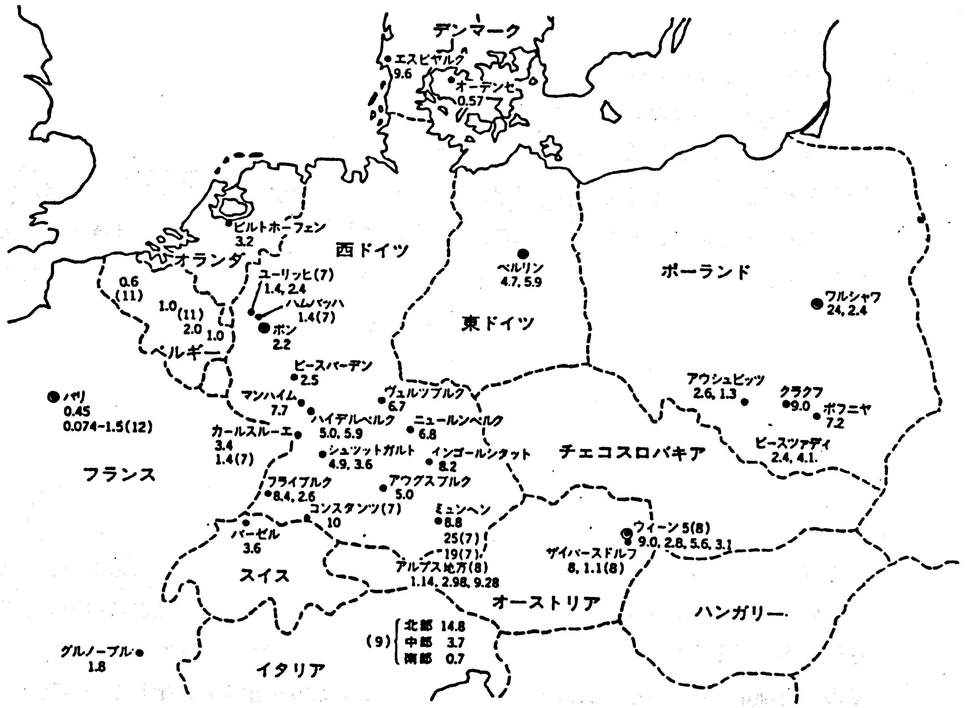

ヨーロッパ中央部での ^{137}Cs 沈着濃度（kBq/m²）．文献から引用したものは，その番号を（　）内に示す．他はすべて現地土壌試料についてのわれわれの測定値．これは地表の厚さについての補正をしてある．

一つ間違えば、平和利用という名の大量殺人

チェルノブイリ原発事故は、あの、二十万もの人命を奪い、いまなお十余万の人達を、放射能の障害と不安に苦しめている広島型原爆の、千五百発分もの死の灰をまき散らしたという。

それにしては人間の死者が少ないので、原発事故も恐るるにたらないと言う者があるがとんでもない話である。

これについて京都大学原子炉実験所の小出裕章氏は、（技術と人間　一九八七年一〇月号）で、次頁の表のように、このチェルノブイリ原発事故によるガン死亡予測数は、半径六〇〇 Kmのソ連領内の合計五十七万二千三百五十人、ヨーロッパの合計二十六万三千百一人、合計で八十三万五千四百五十一人にのぼるという。

これについて小出氏は、

「第一表で示したガン死の予測数は、約八四万人であるが、実はこの数字にも大きな問題がある。と言うのは第一表の評価には、セシウム一三七の他にセシウム一三四の影響は含めてあるが、それ以外のすべての放射能、例えばヨーソ一三一、ストロンチウム九〇などを考慮に入れていない。またソ連、ヨーロッパ以外についても全く考慮に入れていない。従って第一表に示した犠牲者の数は、大巾な過少評価になっており、私たちが支払わなければならない犠牲は、この値よりもはるかに大きなものにならざるを得ない。

そのため実際の犠牲者の数は、一〇〇万人をはるかに超えるものになろうが、ここではその数を推定する試みをこれ以上続けない。何故なら、八〇万人を超える犠牲者があると知って驚かないような人々がいるとすれば、実際には、二〇〇万人の犠牲を払わなければならないと教えたとしても、そのことに意味があるとは思わないからである（原文のまま）」と。

台風一過といわれるように、自然災害であれ人災であれ、大きい傷跡も、そして復興するのも、人目によくわかるものである。

しかし原発事故は、その施設の損傷も熾烈をきわめるが、その後も大変で、妖怪のように姿形がみえないのに、じわじわと、とてつもない広大な地域と、気の遠くなるような長い時間、自然と人間を脅かしつゞけるのが特徴である。

このチェルノブイリ原発事故にしても、今直ちに死者が続出しているわけではないので、喉元すぎれば熱さ忘れる人もあるかも知れないが、ここでいうガン死が、あと一〇年ぐらいから三〇年ぐらいにかけておこるといわれることから、本格的災禍はこれからである。

（以下次号に続く）

（１頁から）この裁判でも問題になっている原発と地震の関係が、大きな問題となってきている。そうした中で、四電の野中原子力部長は二日前に、『安全審査で想定している以上の苛酷な事故も起こるとして、現場でその訓練をしている』と発表し、安全審査のでたらめさを自白した。一方、経済雑誌の『日経ビジネス』さえ最近号で、目標を欠いた原子力推進の状態を記事にし、その中で、被告のトップの座にいた両角通産省次官まで、『原子力の必要性と安全性について信仰に近い思い込みでやってきた』と語っている。こうした数々の出来事が示している時代の変化を裁判所は敏感にとらえ、（１０頁に）

第１表　ソ連，ヨーロッパ諸国の平均^{137}Cs沈着密度，被曝量およびガン死亡予測数

	面積（万平方キロ）	人口（万人）	沈着密度（kBg/m²）	総沈着量（10^{15}Bq）	総被曝量（万人・レム）	ガン死亡予測発生数（人）
（ソ連国内）						
ウクライナ中部	15.1	1,360	49	7.4	4,444.9	165,854
西部	15.1	830	26	3.9	763.9	28,504
東部	15.1	1,450	19	2.9	975.3	36,392
南部	15.1	1,440	24	3.6	1,223.4	45,649
白ロシア南東部	10.4	290	320	33.3	6,189.8	230,963
北西部	10.4	700	27	2.8	669.1	24,966
モルダビア	3.4	410	24	0.8	348.3	12,996
ブリヤンスク	5.0	150	26	1.3	138.1	5,153
カリーニングラード	1.6	80	17	0.3	48.1	1,795
カル，トゥ，スモ郡	12.0	400	21	2.5	297.4	11,097
オル，クル，リペ郡	10.0	340	20	2.0	240.7	8,981
半径約600 kmのソ連領内合計	113.2	7,450		60.8	15,339.0	572,350
（ヨーロッパ諸国）						
フィンランド	33.7	486	6.7	2.3	66.8	2,493
スウェーデン	45.0	832.7	4.8	2.2	81.9	3,056
ノルウェー	32.4	412.3	7.1	2.3	60.0	2,239
ポーランド	31.3	3,657.1	11	3.4	824.7	30,772
チェコスロバキア	12.8	1,541.5	14	1.8	442.4	16,507
ハンガリー	9.3	1,070.0	6.3	0.6	138.2	5,157
ルーマニア	23.8	2,260.0	48	11.4	2,223.8	82,978
ブルガリア	11.1	894.0	13	1.4	238.3	8,892
ギリシャ	13.2	979.0	6.3	0.8	126.4	4,716
ユーゴスラビア	25.6	2,285	19	4.9	890.0	33,209
アルバニア	2.9	284	9.5	0.3	55.3	2,063
オーストリア	8.4	755.2	12	1.0	185.8	6,933
スイス	4.1	640	3.6	0.1	47.2	1,761
東ドイツ	10.8	1,670	5.3	0.6	181.4	6,769
西ドイツ	24.9	6,142	4.8	1.2	604.4	22,552
デンマーク	4.3	511.6	2.0	0.1	21.0	784
オランダ	4.1	1,442	3.2	0.1	94.6	3,530
ベルギー	3.1	985.8	1.0	0.0	20.2	754
ルクセンブルグ	0.3	36.6	1.0	0.0	0.8	30
イタリア	30.1	5,674.2	4.7	1.4	546.7	20,399
フランス	54.7	5,445.3	0.7	0.4	78.1	2,914
イギリス	24.4	5,637.7	1.0	0.2	115.6	4,313
アイルランド	7.0	344.3	1.0	0.1	7.1	265
アイスランド	10.3	24	小 *	0.0		0
スペイン	50.5	3,823	0.004*	0.0	0.3	11
ポルトガル	9.2	1,010	0.003*	0.0	0.1	4
ヨーロッパ合計	487.3	48,843		36.6	7,051.1	263,101

* 印を付けた沈着密度は，ＯＥＣＤ／ＮＥＡの値[9]。